

Ⅲ

横浜市公共建築物 シックハウス対策ガイドライン 参考資料集

目 次

資料 1 「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」関連通知	1
資料 2 記者発表資料（平成 16 年 4 月 7 日）	
横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの策定について	3
資料 3 横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議設置要綱	5
資料 4 室内空気中化学物質の室内濃度指針値等	7



衛 生 第 10 号
平成 16 年 4 月 7 日

局・区・事業本部長

副 市 長

公共建築物におけるシックハウス対策の推進について（依命通達）

近年、ホルムアルデヒドやトルエンなどの化学物質による室内空気汚染により、建物の利用者が様々な体調不良を起こす「シックハウス症候群」が社会的に大きな問題になっており、市民からも、庁舎や市民利用施設等におけるシックハウス対策の取組の強化に関する要望が多く寄せられています。

これを踏まえ、本市では平成 14 年 11 月から市民局、福祉局、建築局、教育委員会事務局、衛生局等が中心となって横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を定期的に開催し、庁舎・市民利用施設を対象とした室内濃度測定の実施や情報交換、対策方法の検討等を進めてきました。

このたび、連絡会議での検討結果を踏まえ、公共建築物の建設時の対策、安全確認のための測定及び日常の維持管理等を含む、本市における総合的なシックハウス対策を推進するための基本指針として、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」を策定しました。各局、区、事業本部においては、このガイドラインの趣旨を踏まえ、公共建築物の総合的なシックハウス対策を推進するよう、命により通知します。



衛生活第10391号
平成17年12月14日

各区・局・事業本部長

衛生局长

「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」の一部改正について（通知）

本市における公共建築物のシックハウス対策については、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」（平成16年4月7日副市長依命通達）を制定し、これに基づき公共建築物を所管する各区・局・事業本部において取組を実施していただいているところです。

このたび、本ガイドラインに定める取組内容等について見直し、新たに必要と判断される事項を追加する等、一部改正を行いましたので、通知します。

各区・局・事業本部におかれでは、本ガイドラインに基づくシックハウス対策について十分御理解の上、所管する公共建築物における適切な実施をお願いいたします。

（主な改正内容）

- 1 公共建築物の改修工事に係る、次の取組内容について、屋外改修工事の場合も対象とします。
 - ア 建築設計にあたっての使用建材等の配慮
 - イ 工事完成後に建設部局が行う揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定
 - ウ 引渡し後に施設管理者が行う揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定
- 2 工事施工にあたって、施設を利用しながら工事を行う場合は、施設管理者と十分打合せを行い、利用者の安全に配慮することとします。
- 3 施設管理者が揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定を実施した結果、厚生労働省の定める指針値を超過した場合の対応については、「4 挥発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定（安全確認）」の細目とします。
- 4 その他、「ガイドライン」の対象についての表記の修正、注釈の追加等、必要な修正を行いました。

衛生局生活衛生部生活衛生課

本間・下西

TEL 671-2456

記者発表資料

平成16年4月7日

横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議事務局（衛生局生活衛生課長）

宮崎 保典 671-3608

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインを策定しました！

横浜市では、指定都市で初めて、学校や、地区センターなどの市民の方が利用する公共建築物を対象とした、総合的なシックハウス対策ガイドラインを策定し、平成16年4月から全庁的な取り組みを強化します。

1 趣旨

ホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性有機化合物による室内空気汚染により、建物の利用者が頭痛、めまい、吐き気などの様々な体調不良を起こす「シックハウス症候群」が大きな問題になっています。

横浜市では、一般の住宅に対して各区福祉保健センターにて相談に応じていますが、学校や地区センターなどの市民の皆様が利用する施設におけるシックハウス対策の強化についても要望が寄せられています。

そこで、横浜市では、学校や地区センターなどの市民利用施設におけるシックハウス対策を総合的に進めるためのガイドラインを策定し、全庁的に取り組みを強化して、市民の皆様が安全で快適に利用できるよう努めてまいります。

2 ガイドラインの内容（裏面資料参照）

揮発性有機化合物の低減化措置を講じるため、建築設計・施工時の配慮や什器の選定方法、換気等の日常管理方法など、建物の建設段階から日常管理までの総合的な取り組みを定めています。

ガイドラインの内容

- ① 建築設計、工事施工管理
- ② 什器の選定
- ③ 挥発性有機化合物の室内濃度測定
- ④ 日常管理
- ⑤ 情報提供

ガイドラインの対象

本市が建設又は管理する建築物のうち、多数の市民が利用する施設	
学校	約520施設
地区センター等	約200施設
地域ケアプラザ等	約180施設
図書館・ホール等	約150施設
その他施設	約450施設
計	約1,500施設

3 全庁的な取り組み

ガイドラインに基づき、関係部局が次のとおりシックハウス対策に取り組んでいきます。

- ① 建設部局（建築局等）……………建材の仕様や工事施工管理での配慮
- ② 施設管理者（市民局、学校、区役所等）……………適切な日常管理、什器選定の配慮、室内濃度測定の実施、情報提供
- ③ 連絡会議※……………施設管理者へのサポート、関係団体への働きかけなど

※「横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議」

市民局、福祉局、建築局、教育委員会事務局及び衛生局等の関係課長で構成。平成14年11月設置、現在まで14回開催。

横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの内容

揮発性有機化合物の低減化措置を講じるため、建築設計・施工時の配慮や什器の選定方法、換気等の日常管理方法など、建物の建設段階から日常管理までの総合的な取り組みを定めています。

ガイドラインの5本柱

1 建築設計、工事施工管理
建設部局及び施設管理者は、建築設計や工事施工管理にあたって、使用建材等の制限や適正な換気量の確保などをを行います。

2 什器の選定
施設管理者は、新たに什器等を購入する場合は、ホルムアルデヒドなど化学物質の放散量が少ないものを選定します。

3 挥発性有機化合物等の室内濃度測定

施設管理者は、新築後に引き渡しを受け、什器を搬入したときなどに、揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行い、安全を確認します。なお、ガイドライン施行時に既に使用している施設のうち、室内濃度測定を実施していない施設については、計画的に室内濃度測定を実施し、安全を確認します。

4 日常管理

施設管理者は、殺虫剤や床ワックス等の化学物質の使用について配慮するとともに、十分な換気を行います。

5 情報提供

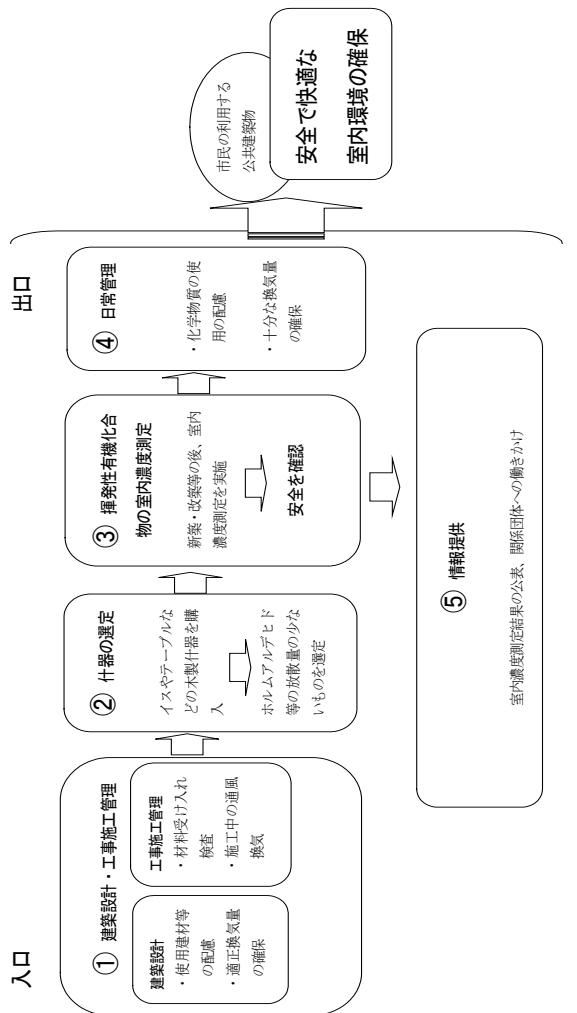
施設管理者は、自らが行う室内濃度測定の結果を、連絡会議と連携してすみやかに公表するなど市民に情報提供します。
また、連絡会議は、施設管理担当職員等へガイドラインを周知徹底するための研修を行うとともに、メーカー等の関係団体へシックハウス対策の働きかけを行います。

参考 シックハウスとは

建材や内装材などから放散するホルムアルデヒドやトルエンなど揮発性有機化合物等による室内空気汚染を原因として、利用者が頭痛、めまいなどの体調不良を起す建築物をいいます。

横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの標準的フロー

～入口から出口までの総合的な取り組み～



横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議設置要綱

制定 平成 15 年 2 月 20 日 衛生活第 433 号
最近改正 令和 5 年 3 月 30 日 健生衛第 1129 号

(目的及び設置)

第 1 条 公共建築物等におけるシックハウス対策の充実強化を図るため、横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係各局におけるシックハウス対策についての情報交換
- (2) 関係各局におけるシックハウス対策推進上の問題点
- (3) シックハウス対策の円滑な実施に必要な府内体制の整備の検討
- (4) 前各号に掲げるもののほか、シックハウス対策推進上必要な事項の検討

(組織)

第 3 条 連絡会議は、議長及び別表に掲げる職をもって組織する。

- 2 議長は、医療局生活衛生課長とする。
- 3 連絡会議は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を加えることができる。

(会議)

第 4 条 議長は、連絡会議を総括する。

- 2 議長は、必要に応じて隨時連絡会議を招集する。

(庶務)

第 5 条 連絡会議の庶務は、医療局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 20 日から実施する。

附 則（平成 15 年 4 月 23 日 衛生活第 47 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 23 日から実施する。

附 則（平成 16 年 4 月 20 日 衛生活第 26 号）

この要綱は、平成 16 年 4 月 20 日から実施する。

附 則（平成 17 年 4 月 20 日 衛生活第 26 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 20 日から実施する。

附 則（平成 18 年 4 月 26 日 健生活第 116 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 26 日から実施する。

附 則（平成 19 年 4 月 12 日 健生活第 52 号）
この要綱は、平成 19 年 4 月 12 日から実施する。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日 健生活第 840 号）
この要綱は、平成 21 年 12 月 18 日から実施する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日 健生活第 859 号）
この要綱は、平成 22 年 12 月 22 日から実施する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日 健生活第 6 号）
この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 健生衛第 1129 号）
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表

局	職	所管事務
こども青少年局	こども施設整備課長 保育・教育支援課長	保育所等の整備 市立保育所等の維持管理
市民局	地域施設課長	区庁舎、地区センター等の維持管理
環境創造局	環境管理課長 公園緑地維持課長	化学物質の総合対策 公園・緑地等の維持管理
資源循環局	施設課長 施設計画課長	廃棄物処理施設の運営管理・計画 焼却工場の建設等
港湾局	維持保全課長	港湾施設の設計・維持
建築局	建築企画課長 施設整備課長 学校整備課長 營繕企画課長 營繕企画課技術管理担当課長	建築関係法令事務の企画・立案 公共建築物の建設 公共建築物の建設 公共建築物建設の企画・総合調整 公共建築物建設の技術基準作成・検査
水道局	建設課長	水道建築施設の設計・維持
交通局	建築課長 技術管理部新羽保守管理所長	鉄道・バス建築施設の計画設計・維持 駅舎その他建築物の改修等
教育委員会事務局	教育施設課長 健康教育・食育担当課長	学校の整備 学校保健
健康福祉局	地域支援課長 健康推進課医務担当課長	地域ケアプラザ等の整備 地域保健
医療局	衛生研究所理化学検査研究課長 生活衛生課長（議長）	室内空気質の調査・研究 シックハウス対策の普及啓発 建築物衛生の指導・啓発
事務局	医療局生活衛生課	

室内空气中化学物質の室内濃度指針値

資料4

化学物質名		室内濃度指針値	発生源の例
①	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤等
	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	接着剤、塗料等
	キシレン ※	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	接着剤、塗料等
	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	衣類の防虫剤、トイレの芳香剤等
②	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	接着剤、塗料等
	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
	クロルピリホス (小児の場合)	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	防蟻剤
	フタル酸ジ-n-ブチル ※	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	塗料、接着剤等に含まれる可塑剤
③	テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	灯油、塗料等
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル ※	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	壁紙、床材等に含まれる可塑剤
	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	殺虫剤
④	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	接着剤、防腐剤等
	フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	防蟻剤

※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は、空気 1 m^3 中に存在する化学物質の重量濃度を示します。これに対して ppm は、空気 1 m^3 中に存在する化学物質の体積濃度を示します。体積濃度は室温の影響を受けるため、これら 2 つの単位の換算は、室温が 25°C と想定したときの値となっています。

【暫定目標値】

②	総揮発性有機化合物 (TVOC)	400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	国内家屋の実態調査から、合理的に達成可能な指標として設定
---	------------------	------------------------------	------------------------------

- ① 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（平成 12 年 6 月 30 日生衛発第 1093 号 厚生省生活衛生局長通知）
- ② 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について（平成 12 年 12 月 22 日生衛発第 1852 号 厚生省生活衛生局長通知）
- ③ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成 13 年 7 月 25 日医薬発第 828 号 厚生労働省医薬局長通知）
- ④ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成 14 年 2 月 7 日医薬発第 0207002 号 厚生労働省医薬局長通知）

※ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値について（平成 31 年 1 月 17 日薬生発 0117 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）

総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値について

厚生労働省は、複数の化学物質の混合物の濃度として「総揮発性有機化合物（TVOC）」の暫定目標値を「 $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 」と定めています（平成 12 年 12 月 22 日）。

この値は、国内の家屋における、室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）濃度の実態調査の結果をもとに、合理的に達成可能な限り低い範囲で設定された値であり、科学（毒性学）的知見から決定されたものではありませんが、室内空気質の状態の目安として定められたものです。

室内空気中の揮発性有機化合物を全体として低減化させるための補完的な指標として、参考にすべき値といえます。

〔参考〕総揮発性有機化合物（TVOC）の空気質指針値策定の考え方について

（「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について」（平成 12 年 12 月 22 日生衛発第 1852 号 厚生省生活衛生局長通知）より引用）

…個別 VOC 指針値はリスク評価に基づいた健康指針値であり、その濃度以下であれば通常の場合その VOC は健康への悪影響は起さないと推定された値である。しかしその濃度以下であればその空気質が快適で安全ということでは決してなく、実際には複数の VOCs が存在することから、他の VOC についても順次健康指針値を決めていかなければならない。しかしそれには多大な時間を有すること、またその間に指針値を決めていない有害物質による汚染の進行を未然に防ぐ目的から、VOC 全体としての空気中濃度の目安を示して、個別 VOC 指針値を補足することが重要であると判断した。その際、TVOC としてのリスク評価を行うにはデータが不足していることから、国内における室内 VOC 濃度の実態調査の結果を用いて、合理的に達成可能な限り低い範囲において暫定目標値を決定した次第である。従って個別 VOC 指針値と TVOC 暫定目標値は、現時点ではそれぞれ独立して扱われるべきものである。

将来リスク評価に基づく TVOC 指針値が設定された場合には、個別 VOC 濃度と TVOC 濃度の双方がそれぞれの指針値を満たしていないと、その空気質は安全であるとは言えない。…

VOC とは？

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略で、常温で揮発し、空気中に含まれている化学物質をいいます。

WHO は、室内空気汚染の可能性がある有機化合物を、沸点により次のように分類しています。

分類	略記	沸点
超揮発性有機化合物 …ホルムアルデヒドなど (Very Volatile Organic Compounds)	V VOC	<0 ~ 50-100 °C
揮発性有機化合物 …トルエン、キシレンなど (Volatile Organic Compounds)	VOC	50-100 ~ 240-260 °C
半揮発性有機化合物 (Semivolatile Organic Compounds)	S VOC	240-260 ~ 380-400 °C
粒子状物質 (Particulate Organic Matter)	POM	>380 °C